

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和4年 7月 28日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市北区紫野北花ノ坊町96		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 学校法人 佛教教育学園 理事長 田中 典彦			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	194 台	6 台	0 台	194 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	15 台	0 台	0 台	15 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	122	キログラム	33	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	第一種特定製品の簡易点検記録簿を作成し、それに基づき点検を行っております。又、空調メーカーによる簡易以外の定期点検を実施し結果報告書を保管しております。			
	廃棄時	管財部施設課が廃棄時には登録業者にて依頼しフロン回収を適切に行っております。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	委託しているビル管理業者、空調メンテナンス業者による日常点検及び定期点検、その他故障時などに発覚した場合は、速やかに報告を受け対応を行います。			
	廃棄時	管財部施設課が廃棄時には登録業者にて依頼しフロン回収を適切に行い引取証明書を受取り、その後適切に処理が完了した後廃棄を行う。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	新設工事には、トップラナー機器を選定しております。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。